

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1)会社の目指すところ

当社グループは、永く安心と信頼に満ちた社会の実現を企業理念として掲げており、その具現化に貢献することにより、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指します。

また、当社は着実な成長の実現のため、経営環境の動向を踏まえた、具体的な経営戦略・経営計画を策定し、これを開示するとともに実行してまいります。

(2)コーポレートガバナンスの基本的な考え方

当社グループは、株主をはじめとする全てのステークホルダーへの責務を自覚し、透明かつ誠実な経営に留意するとともに、取締役会を中心に、「内部統制」、「リスク管理」、「コンプライアンス」、「開示統制」が十分に機能した自律的統治システムを堅持します。

その上で当社グループは、迅速・果断かつ中長期的視点に立った意思決定を通じて社会的要請に応え、企業価値の向上を図るとともに当社グループの社会的存在意義を高めていくことを、「基本的な考え方」としております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1 - 4、補充原則1 - 4】政策保有株式

当社は中長期的な企業価値向上に必要と認められる場合に政策保有を実施します。

主要な上場政策保有株式について、取引関係の強化に伴い得られる中長期的グループ収益等を総合的に考慮し、保有の合理性を定期的に検証し取締役会に報告します。その他の上場政策保有株式については取締役会の実効性確保の観点から、保有の合理性を稟議手続きにより検討します。

その結果必要性が乏しいと判断された場合は売却を検討します。

また、株主としての権利を適切に行使すべく、原則として、全ての議案に対して議決権を行使します。

議決権の行使にあたっては、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値の増大につながる適切な意思決定を行っているか、必要に応じて発行会社への直接対話も含めて、総合的に賛否を判断し実施します。

また、合併等の企業組織再編、買収防衛策などには特に慎重に検討を行い議決権を行使します。

政策保有株主から売却等の意向を受けた場合の対応については、その背景と事由を聴取した上での個別判断になるものと考えております。不当に売却等を妨げることは行わないものの、予めその対応について一律の方針を定めることは適切でないと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

プライム市場向けの内容を含めた全ての原則について、2021年6月改訂後のコーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則2 - 4】女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

<多様性の確保についての考え方>

環境変化に柔軟に対応して当社が今後も着実な成長ストーリーを描き、実現していくためには、多様な人財が能力を最大限発揮することが不可欠であると考えています。

<多様性確保の自主的かつ測定可能な目標と進捗>

(1)女性の管理職への登用

当社は、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画(以下「行動計画」)の第4期行動計画(2025年1月1日～2029年12月31日)において、「女性管理職比率30%以上」「女性の育休取得率100%」「男性の育休取得率100%」を目標に掲げて取り組んでいます。

(2)外国人の管理職への登用

当社には、現時点で外国人の管理職は在籍していません。

今後は国籍に関わらず優秀な人材を管理職に登用していきます。

なお、ホテル事業を営むグループ会社のヒューリックホテルマネジメント株式会社では外国人の採用を積極的に行っております。

(3)中途採用者の管理職への登用

当社は従前より中途採用者の採用を積極的に行っており、管理職としての採用者も毎年相当数おります。

今後も管理職としての採用者を含む中途採用者の採用を行ってまいります。

<多様性の確保に向けた人材育成方針・社内環境整備方針とその実施状況>

人材育成方針・社内環境整備方針とその実施状況については当社サステナビリティサイトにて開示しております。

<https://www.hulic.co.jp/sustainability/social/management/>

【補充原則3 - 1】情報開示の充実

当社のサステナビリティについての取組み・人的資本等への投資・TCFDに基づく開示を統合報告書及びサステナビリティサイトにて開示しております。

統合報告書2024: https://www.hulic.co.jp/sustainability/report/pdf/integrated_report2024.pdf

サステナビリティサイト: <https://www.hulic.co.jp/sustainability/>

【補充原則4 - 11】取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件
当社の取締役のスキル・マトリックスを本報告書最終ページに掲載しております。

『最適なコーポレートガバナンスを実現するための枠組み』として「コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしました。このなかで、上記以外のコーポレートガバナンス・コードが求める開示事項を開示しております。

ホームページへのリンク: <https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>

【資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応】

記載内容 更新	取組みの開示(アップデート)
英文開示の有無 更新	有り
アップデート日付 更新	2025年1月30日

該当項目に関する説明 更新

当社は「中長期経営計画(2020-2029)」において、ROE10%以上の達成を掲げており、株主資本コストを上回るROEを創出することで企業価値の増大を図っていく方針です。
リンク: 2024年12月期決算説明資料 P.50
https://ssl4.eir-parts.net/doc/3003/ir_material_for_fiscal_ym34/171252/00.pdf#page=50

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	71,837,400	9.37
明治安田生命保険相互会社	47,617,077	6.21
芙蓉総合リース株式会社	40,695,306	5.30
安田不動産株式会社	30,789,331	4.01
安田倉庫株式会社	28,431,800	3.70
沖電気工業株式会社	25,631,000	3.34
みずほキャピタル株式会社	25,533,900	3.33
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	24,061,000	3.13
東京建物株式会社	20,374,433	2.65
帝国繊維株式会社	17,006,292	2.21

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12 月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

(1)グループ経営に関する考え方及び方針

当社グループは、中長期経営計画(2020～2029)において、2029年度に目指す姿を「変革」と「スピード」をベースに、環境変化に柔軟に対応した進化を通じて、持続的な企業価値向上を実現する企業グループとしています。

(2)上場子会社を有する意義

当社の連結子会社のうち、株式会社リソー教育(東京証券取引所プライム市場上場)が上場子会社に該当し、教育事業を営んでおります。当社が2020年9月に参入した「こども教育事業」について、リソース・ノウハウの補完のため、関連分野の有力企業との連携による推進を基本方針としており、参入時に大手学習塾事業者である同社と資本・業務提携を締結し、『こどもでばーと』の共同開発等、さまざまな連携を推進してきました。提携効果を一層発揮させ、かつ「こども教育事業」での更なる展開と関連収益を獲得すべく、同社を連結子会社としましたが、同社の従業員モチベーションの維持、人材採用及び顧客勧誘における信用力確保の観点から、同社の上場会社としての独立性維持が重要と考えています。

(3)上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

同社は当社グループの連結対象ではありますが、少数株主保護の観点から、同社に設置した特別委員会において当社と少数株主との利益が相反する重要な取引・行為について審査・検討を行い、同社取締役会への答申を行うこととしております。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	6 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	6 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
宮島 司	学者											
山田 秀雄	弁護士										○	
福島 敦子	その他											
辻 伸治	他の会社の出身者											
秋田 喜代美	学者											
高橋 祐子	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮島 司	○	——	学識経験者として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
山田 秀雄	○	社外取締役の山田秀雄氏が理事長を務める公益財団法人橘秋子記念財団に対して、芸術の振興・普及を目的として寄付金の支払をしております。しかしながら、それらの取引の性質、規模に鑑み、株主・投資家の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	弁護士として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
福島 敦子	○	——	ジャーナリストとして高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
辻 伸治	○	社外取締役の辻伸治氏が2022年6月まで取締役を務めておりましたSOMPOホールディングス株式会社の子会社である損害保険ジャパン株式会社は、当社の株主であり、同社より事業資金の借入、不動産事業における取引等をおこなっております。また、その他子会社と不動産事業における取引等をおこなっておりますが、いずれも当社が定める独立社外役員の独立性判断基準内に収まっております。	企業経営者として高い見識を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
秋田 喜代美	○	——	大学教授、国の専門機関、公益財団法人などの役員・委員などを歴任され、幅広い社会的見識と教育学に関わる高い専門性を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。

高橋 祐子	○	——	企業会計に関わる専門性及び大手広告代理店での経営者として豊富な経験を有しており、取締役会において社外取締役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
-------	---	----	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名諮問委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬諮問委員会	4	0	0	4	0	0	社外取締役

補足説明

-

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	7 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人より適時に監査に関する報告を受け、情報交換を行なうなどの相互連携を図っております。

監査役は、会計監査人における高品質な監査を担保するため、監査時間の確保、経営陣との直接面談、内部監査部門との連携等に取り組むとともに、会計監査人による不正の発見、不備・問題点の指摘等には監査役を通じて取締役会が迅速に対応します。

監査役は、所管部門から定期的に会計監査人の活動内容等の報告を受け、監査品質及び報酬水準の妥当性を評価し、その独立性と専門性について確認をおこなっております。

その他、監査役や内部監査を担う監査部双方の監査の実効性・効率性を高めるため、監査役は監査部が実施した監査結果について都度報告を受けるほか、定期的に情報交換を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 伸行	公認会計士													
小池 徳子	公認会計士													
荒谷 雅夫	他の会社の出身者										○			

会社との関係についての選択項目
 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」
 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 伸行	○	――	会計の専門家として高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
小池 徳子	○	――	大手監査法人勤務を経て、個人で公認会計士事務所を開設、公認会計士として豊富な業務経験と専門的な見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。
荒谷 雅夫	○	社外監査役の荒谷雅夫氏が取締役を務めております明治安田生命保険相互会社は、当社の株主であり、同社より事業資金の借入、不動産事業における取引等をおこなっておりますが、いずれも当社が定める独立社外役員の独立性判断基準内に収まっております。	企業経営者として高い見識を有しており、取締役会及び監査役会において社外監査役として有用な意見を表明しております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれのない「独立性」を充足しており、独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	9 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社が定める「独立社外役員の独立性判断基準」は当社コーポレートガバナンス・ガイドラインに開示しております。この判断基準をもとに経営アドバイザー委員の記載は削除しました。
 リンク先: <https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲を高め、当社の企業価値の一層の向上を図ることを目的に業績連動報酬制度を導入し、株式報酬制度を組み入れております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

ヒューリック株式会社の2024年度(自2024年1月1日至2024年12月31日)における取締役・監査役に対する報酬は次の通りです。
取締役7名(社外取締役除く) 報酬等の総額 1,013百万円(うち基本報酬446百万円・株式報酬283百万円・賞与283百万円)
監査役2名(社外監査役除く) 報酬等の総額 72百万円(うち基本報酬72百万円)
社外役員10名 報酬等の総額 166百万円(うち基本報酬166百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社では、2022年3月23日開催の第92期定時株主総会にて取締役の報酬総額として1事業年度年額1,000百万円以内の報酬枠を設け、監査役の報酬総額として2015年3月24日開催の第85期定時株主総会にて150百万円以内の報酬枠を設けております。
また、2024年3月26日開催の第94期定時株主総会にて、社外取締役を除く取締役に対して、上記報酬枠とは別枠で、1事業年度年額400,000ポイント(1ポイントは1株換算)以内の株式報酬枠を設けております。
加えて、2021年2月18日開催の取締役会にて取締役の個人別報酬の決定に関する方針を決定しております。
取締役の個人別報酬の決定に関する方針の内容については、ホームページに掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。
リンク先: <https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>
監査役の報酬については、取締役の報酬とは別体系とし、株主総会で決議された額の範囲内で、監査役会の協議において決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役・社外監査役のサポートについては、人事部のスタッフが担当し、必要な連絡等を行っております。又、適宜監査役監査を補佐するため、監査役室を設置しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
――	――	――	――	――	――

その他の事項

顧問制度及び相談役制度はありますが、現在は対象者はおりません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役10名(うち社外取締役6名)で構成され「取締役会規程」に基づき、法令および定款に定められた事項並びに業務執行に関する重要な事項を決議し、取締役および執行役員の職務執行全般を監督しております。定例取締役会を原則として毎月1回開催しているほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会によって選任され業務執行を担う執行役員制度、取締役会議長を社外取締役が務めることのできる体制にする等により、取締役会の取締役および執行役員の職務執行全般の監督機能を強化し、経営の健全性確保に努めております。また、内部監査部門の体制強化及び内部統制システムの整備によりコーポレート・ガバナンスの実効性は確保されているものと認識しております。2024年度の取締役会の実効性に関する分析・評価を行った結果、社外取締役が取締役会議長を務めていること、全体の過半数を多様な専門性を有する社外役員が占め、更に女性比率も3割を超える構成となっていること、各役員が意見を述べやすい風土が醸成されており、適切なリスクテイクとリスク管理がなされていると評価されることから、ガバナンスは有効に機能していると判断しております。

ただし、以下の点について、取締役会の継続的課題として認識し取り組んでいくことを確認しました。

・中長期的経営方針など重要議案に関する審議と議論を一層深めて行く。

・事業に関する各種リスクを幅広く提示し、リスクの分類・整理などを通じて適切なリスク判断を更に深めて行く。

取締役候補者・監査役候補者の指名、及び取締役の報酬決定に関しては、ホームページに掲載の「コーポレートガバナンス・ガイドライン」に記載しております。

リンク先: <https://www.hulic.co.jp/sustainability/governance/governance/guideline.html>

< 内部監査及び監査役監査、会計監査の状況 >

内部監査の状況

内部監査については、社長直轄の監査部が各業務ラインから独立した立場で実施しております。「内部監査規程」に基づく内部監査基本計画を取締役会で決議し、監査部が内部監査を計画的におこない、結果を社長に報告するとともに、被監査部門へのフィードバックを実施しております。また、監査部は、監査役及び会計監査人への監査結果の報告や相互の意見交換をおこなうなど、監査の充実をはかるとともに、内部統制の有効性の向上に努めております。

内部監査を担当する人員は本書提出日現在で5名であります。

監査役監査の状況

当社は監査役会設置会社で常勤監査役2名(社内監査役)、非常勤監査役3名(社外監査役)の5名で構成されております。

監査役監査の手続き、役割分担については、期初に制定する監査活動方針及び役割分担に基づき、常勤監査役(社内監査役)は日常的に全般に亘り監査を実施するとともに、情報の収集や監査環境の整備に努め、その結果を監査役会に報告し非常勤監査役と情報の共有化をはかっており、非常勤監査役(社外監査役)は常勤監査役から日常の監査状況の報告を受けるとともに、取締役会、監査役会に出席し、客観的かつ公正な立場から質問し、意見を述べております。

会計監査の状況

会計監査については、EY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、監査を実施しております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりであります。

業務執行社員: 福田慶久、大久保照代(継続監査年数は両名とも7年以内であります)

補助者の構成: 公認会計士15名、その他23名であります(2024年12月期時点)。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の企業統治は、「取締役会」「監査役会」「指名諮問委員会」「報酬諮問委員会」「会計監査人」の各機関及び内部統制システムから構築することとしており、また執行役員制度の導入、社外役員の選任、各種委員会の設置により、健全かつ効率性の高い体制となっており、当社にとって最も適した仕組みになっていると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送を実施しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2025年3月26日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	電磁的方法による議決権の行使を実施しています。

議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにて開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	各種IRフェアの場を活用して、個人投資家向け説明会を定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算時に定期的に説明会を開催しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の説明会を通じた海外投資家向けIRや、個別に機関投資家を訪問したIR等を実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR専用ページを設け、投資家向け情報として、決算情報、適時開示情報を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・IR部を設置しております。	
その他	英訳版のホームページを開設しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの役員、従業員等のあるべき姿をコンプライアンスマニュアルの中の行動規範として制定し、これに基づいて、お客さま、株主をはじめとする全てのステークホルダーの尊重を宣言し、周知徹底を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	サステナビリティビジョンを定め、企業活動を通じて環境課題に積極的に取り組み、社会と共有する価値を創造すること、付加価値の高い商品・サービスの提供を通じた社会への貢献、コンプライアンスの重視を目指しております。 その推進のために、社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置している他、活動を広く周知するために統合報告書やホームページによる開示を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページへの開示、定期的な説明会開催等を通じて、引き続き適切な情報提供に努めてまいります。
その他	< 役員への女性の登用状況 > 当社の取締役の数は10名であり、その男女の内訳は男性7名、女性3名であります。 < 女性の管理職登用 > 女性の活躍できる企業を目指し、女性管理職比率を30%以上とする目標を掲げております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役会において「当社の業務の適正を確保するための体制」について以下の決議を行っております。

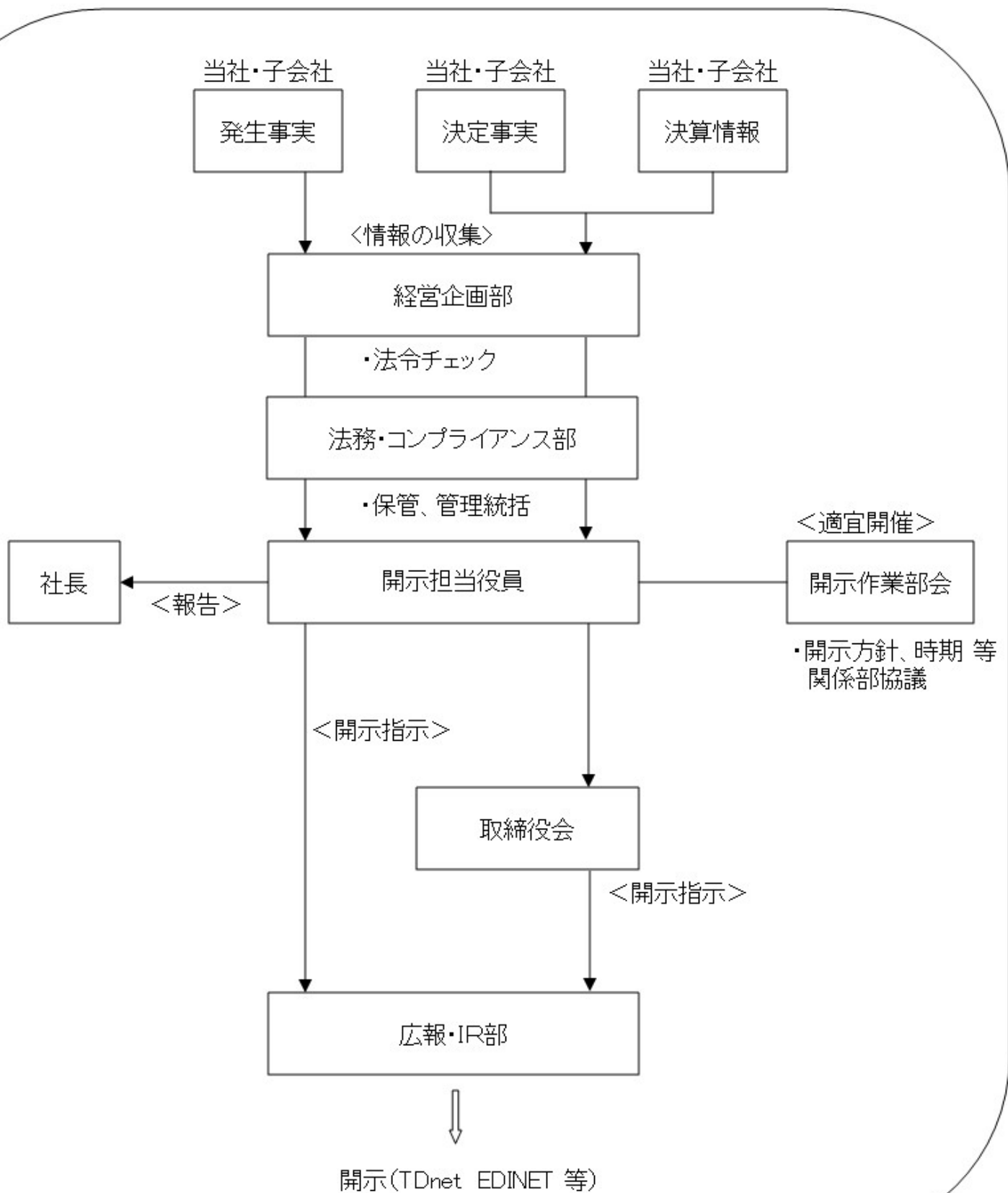
1. 当社及び子会社の取締役、執行役員、及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社及び子会社(以下、「当社グループ」という。)はコンプライアンスを経営の最重要課題の一つと位置付け、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な企業活動を遂行することを「ヒューリックの企業行動原理」のなかで定めている。
また、当社はコンプライアンス委員会によるコンプライアンス・プログラムの策定・改定を通じて、当社グループのコンプライアンスを意識した業務運営に努めている。
更に、当社グループは反社会的勢力排除を取締役による内部統制責任の一つと捉え、「コンプライアンス・マニュアル」において、「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」と定めている。
「ヒューリックの企業行動原理」に基づいた、規程類の制定、従業員の研修、当社グループ社内外での「コンプライアンス・ホットライン」の設置等を通じて遵守体制を整備するとともに、取締役会および監査役会による監督、監査役、会計監査人による監査等を通じて当社グループの取締役、執行役員、従業員の職務の執行が法令および定款に適合するための体制を維持する。
2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、定款及び別途定める社内規程等に基づいて、取締役会議事録及び稟議書等の重要な書類を作成し、定められた期間保存することにより、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制を構築しており、この体制を維持する。
業務上取り扱う情報や知り得た情報を適切に保存・管理する観点から、「情報取扱規程」を始めとする諸規程を定め適切な情報管理の運営を行う。
この他、「財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価の基本方針書」を定め、適切に運営している。
3. 当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制
当社は「リスク管理の基本規程」を定め、四半期毎に開催する「リスク管理委員会」等を通じて当社グループのリスクモニタリング指標を定期的に収集・分析し、リスクの変動に対応した適切なリスク管理を実施する。
この他、当社は情報管理に関する諸規程や大規模災害等に備えた「事業継続基本計画」等を制定して当社グループの損失の危機の管理に関する規程その他の体制を整備しているが、外部環境や経営環境の変化に伴い発生する様々なリスクに適時適切に対応するため、リスク管理委員会が中心となり当社グループのリスク管理体制の強化に継続して取り組む。
4. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
当社は執行役員制の採用や、グループ全体の年度計画に基づく予算管理の実行、社内規程に基づく職務執行権限及び意思決定ルールの絶えざる整備等により、取締役及び当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を維持し、向上させる。
5. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は「関係会社経営管理規程」に基づき一定の重要事項については子会社から協議または報告を受ける仕組みを作り運営し当社の内部監査部門が子会社の監査を実施することや、子会社SPCに関しては不動産業務に係る諸規程を準用して行なうこと等を通じて、当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を維持し、向上させる。
6. 監査役がその職務を補助すべき従業員を求めた場合における当該従業員に関する体制
監査役室には、監査役がその職務の補助を求めた場合に監査役室業務に優先的にあたる従業員を配置する。
7. 前項の従業員の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性の確保に関する事項
監査役が職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指示命令に従うものとする。
監査役室の従業員の人事異動については、取締役からの独立性を確保するため、監査役の同意を得るなど必要な措置を講じる。
監査役室業務に優先的にあたることを理由に、従業員が人事評価上・人事異動上の不利益を受けることを禁止する。
8. 当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに、子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役会又は監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社の取締役、執行役員及び従業員、並びに、子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員またはこれらの者から報告を受けた者は、当社監査役会又は監査役に対し、
A 当社または子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、その事実
B 取締役、執行役員及び従業員が重大な法令・定款違反となる行為をするか又はこれらの行為をするおそれがあると考えられるときはその旨
C その他、経営に関する重要事項、法令及び当社監査役または監査役会が求めた事項について速やかに適切な報告を行い、
D コンプライアンス・ホットラインの運用・通報状況について定期的に報告を行う。
なお監査役への報告については、その報告を行った者が当該報告を行ったことを理由として、不利益な取扱いを受けることを禁止し、その旨の周知徹底を行う。
9. 監査役が職務遂行上の費用の支払いに関する事項、その他監査役が監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
監査役が職務を遂行する上で必要となる費用について会社に請求を行った場合は、監査の職務の執行に必要なものと明らかに認められるときを除き、会社は速やかに支払うものとする。
当社は、取締役会への出席、取締役との定期的なディスカッションの実施、重要稟議の回付等により、監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制を維持し、必要に応じて体制の充実を図る。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方
当社においては、反社会的勢力による経営活動への関与や当該勢力による被害を防止する観点から、「企業行動原理」ならびに「私たちの行動規範」において「反社会的な活動や勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する」との基本方針を定めています。
2. 整備状況
反社会的勢力への対応については、グループを含めてコンプライアンスの一環として位置づけ、社内において統括部署や不当要求責任者を設置し、対応マニュアルの整備、定例的な研修の実施、幅広い情報収集、監視庁等外部専門機関との連携などの体制を整備しております。



適時開示に係る社内体制の状況



<取締役のスキル・マトリックス>

中長期経営計画の実現に向け、必要と考える取締役のスキルを①企業経営②サステナビリティ・ESG③財務・会計
④法務・コンプライアンス⑤リスクマネジメント⑥人事・労務・人材開発⑦不動産事業に関するスキルと定義しております。
当社の求めるスキルを持つ取締役を適切に選任しており、その一覧は下表のとおりです。

氏名	役職	企業経営	サステナビリティ ESG	財務・会計	法務 コンプライアンス	リスク マネジメント	人事・労務 人材開発	不動産事業
西岡 三郎	代表取締役会長	◎	○	○		○	○	○
前田 隆世	代表取締役社長	◎	○			○	○	◎
中嶋 忠	取締役副社長	○	○			○	○	◎
原 広至	取締役副社長	○		○		◎	○	○
宮島 司	社外取締役 取締役会議長		○		◎	○		
山田 秀雄	社外取締役				◎	○	○	
福島 綾子	社外取締役		◎				○	
辻 伸治	社外取締役	◎				○		
秋田 恵代美	社外取締役		○				◎	
高橋 祐子	社外取締役	○		◎				

※○を付けたスキルの中で特に代表的なスキルに◎を付けています。
※上記一覧表は、各取締役の有するすべての知見・経験を表すものではありません。